

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則及び租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年三月奈良県規則第三十六号）第四号様式
- 二 租税特別措置法に基づく土地譲渡益重課制度等に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和四十九年四月奈良県規則第一号）第一号様式（その一）及び同様式（その二）

附 則

この規則は、令和七年五月七日から施行する。